

議案第 4 号

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、学校運営協議会制度の導入及び学校評議員制度の廃止に当たり、委員等の報酬の額に係る規定の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4 学校薬剤師の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額 10,000円
-----------	------------

別表第4 学校評議員の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4 学校評議員の項を削る改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号資料

○白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第5号)新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表第4(第2条第4号関係)		別表第4(第2条第4号関係)	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
学校薬剤師	(略)	学校薬剤師	(略)
学校運営協議会委員	年額 10,000円	(新設)	
		学校評議員	年額 20,000円
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)